

国自貨第126号  
令和5年2月9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた  
継続的な取組の推進に係る対応について

宅配貨物が年々増加する中で、特に、駐車スペースの少ない都市部における宅配貨物の各戸配達における駐車場所の確保等に苦慮する事業者から、荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保や駐車規制の緩和等について要望がなされたことを受け、「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」(平成29年8月28日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)として、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたことから、これまで、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」(平成30年2月20日付け警察庁丙規発第3号。以下「前通達」という。)により、貨物自動車運送事業者団体等からの要望場所を中心に、管内の交通実態を踏まえながら、集中的かつ計画的に駐車規制の見直しを推進し、一定の効果が挙がってきたところである。

しかしながら、今なお貨物自動車運送事業者等からの要望が続くなど、特に都市部において、貨物自動車運転者が駐車場所に苦慮している状況が依然として認められることを踏まえ、今般、警察庁交通局長から、別添のとおり「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁丙規発第4号、丙交指発第3号)が発出されたことから、各地方運輸局等においては、管下運輸支局等に対し、下記のとおり対応するよう周知されたい。

なお、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に係る対応について」(平成30年2月20日付け国自貨第153号)については廃止する。

## 記

- ① 貨物運送事業者や各都道府県トラック協会等から貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する要望・相談等があった場合は、引き続き、各都道府県警察、道路管理者等との連携を密にし、要望の実現等に向けて適切に対応すること。
- ② また、その場合において、駐車規制の見直しを行うに当たっての地域住民への説明や、地方公共団体等に対する路外駐車場の整備の働き掛け等について、関係機関と協力して実施すること。
- ③ 加えて、貨物運送事業者や各都道府県トラック協会等が参画する会議等の場を有効に活用し、事業者等が相談しやすい関係づくりに留意した上、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する情報収集に努め、具体的な要望等が認められた場合には、①及び②と同様に対応すること。

以上